



3 安心して子どもを育てるために

－ 社会全体で子育て支援を推進します －

家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

施策の目標	施策の内容
幼児期の教育・保育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定 ・各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ・教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ・教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上 ・地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保 ・市町村の区域を越えた広域的な見地からの調整 ・教育・保育情報の公表
新・放課後子ども総合プラン ^(※) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営の推進
地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援の総合的な推進 ・子育ての経済的負担の軽減 ・子育てに関する学習機会・情報提供の充実 ・子育て支援機関のネットワーク化推進 ・地域における人財育成^(※)
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・育児休業取得への意識啓発の推進 ・家事・育児などの家庭生活における男女共同参画の推進 ・農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

※新・放課後子ども総合プラン：放課後や週末等に子どもたちが安全・安心に、健やかに育まれるよう、文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（放課後子ども教室を含む）と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を一体的に、あるいは連携して実施するものです。

※人財：青森県では「人は青森県にとっての『財(たから)』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表しています。

施策の目標指標	現状値	令和6年度 目標値
保育所等の待機児童数(10月時点) (厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」)	15人 (R元)	0人
放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」)	75人 (R元)	減少
病児保育実施市町村数 (青森県こどもみらい課)	18市町村 (R元)	増加

施策の目標指標	現状値	令和6年度 目標値
【再掲】合計特殊出生率 (厚生労働省「人口動態統計」)	1.43 (H30)	増加
男性の育児休業取得率 (青森県「中小企業等労働条件実態調査」)	2.1% (H30)	6.2%
理想とする子どもの数の平均と予定 とする子どもの数の平均の差 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	理想2.60人 予定2.33人 理想>予定0.27 (H30)	減少
子育てする上で、辛さ、不安、悩みを 持っている(持っていた)人の割合 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	81.0% (H30)	減少

(1) 幼児期の教育・保育等の推進

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村が、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、病児・病後児保育をはじめとする地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を計画的に実施していきます。また、市町村の区域を越えた広域的な調整、幼稚園教諭や保育士等の人材の確保及び資質の向上等、保護者の選択による満足度の高い保育の提供体制の構築に向けた取組を推進していきます。

① 区域の設定

ア 基本的な考え方

- ・市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、「教育・保育の量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」を定める単位として県設定区域を定めます。
- ・県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となるものとして定めるものです。

イ 本県の設定区域

- ・県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることから、市町村を単位として設定します。

② 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

ア 基本的な考え方

- ・県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を基本とし、県全域で集計した結果が県全体の見込みの数値と整合性がとれるよう、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ることとします。



- ・子ども・子育て支援制度は、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めることとします。
- ・保育所等の待機児童を解消するため「子育て安心プラン」において目標年次としている令和2年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することをめざします。別表第1（33ページ）のとおり。
- ・提供体制の確保に当たっては、国の補助金等を最大限活用しながら施設整備に関する市町村への支援を計画的に行います。
- ・併せて、教育・保育の基盤整備にあつては、多様な保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業への取組を促進するとともに、保護者の選択による「満足度の高い保育」が提供されるよう、事業者の取組を促進していきます。
- ・本計画期間においては、市町村又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設による保育の提供を確保の内容に記載できることとします。

イ 県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期

- ・別表第1のとおり

ウ 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- ・県は、認可・認定の申請をした認定こども園及び保育所が適格性及び認可基準を満たす場合は、認可・認定することとします。
- ・ただし、申請のあった県設定区域の利用定員の総数（確保方策）が、別表第1で定める必要利用定員総数（量の見込み）に達しているか又は認可・認定によって超える場合は、需給調整を行います。（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合は、その利用定員を含めて判断します。）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可・認定が行われる前に教育・保育施設の認可・認定の申請があったときは、当該教育・保育施設の認可・認定をしないことができることとします。
- ・既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に次項に掲げる「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととします。

③ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

ア 認定こども園の普及に関する基本的考え方

- ・認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての単一の認可の仕組みとされたことを踏まえ、認定こども園へ移行を希望する幼稚園・保育所が認定こども園へ移行することができるように支援することにより、認定こども園の普及を図ります。

イ 認定こども園の普及に関する内容

- ・ 認定こども園の目標設置数 319か所以上

(単位：か所)

年度	R元 (現状)	R2 (目標)	R3 (目標)	R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)
認定こども園数	287	293 (+6)	300 (+7)	307 (+7)	311 (+4)	319 (+8)

県では、幼稚園・保育所からの移行を希望する施設が円滑に移行できるよう支援することとしており、この移行見込み数を超える認可・認定の申請に対しても、地域の教育・保育ニーズを適切に把握し、引き続き認可・認定を行っていくこととします。

- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

県民に向けた認定こども園の意義や役割に関する広報啓発を行うことにより、認定こども園の利用促進を図ります。

保育教諭としての資格取得を支援することにより、認定こども園への移行を促進します。

認定こども園への移行に必要な整備・改修等を支援します。

- ・ 「都道府県計画で定める数」の設定に関する基本的考え方及びその数

本県における「都道府県計画で定める数」については、具体的な数値としては定めず、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給量が需要量を上回る場合であっても、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行うこととします。

認可・認定に当たっては、供給過剰区域における需給バランスが実態とかけ離れたものとならないよう、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえ、必要な利用定員を設定します。

ウ 教育・保育の推進に関する体制の確保

- ・ 幼児期の発達が連続性を有するものであることや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることから、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供していくよう努めます。
- ・ 仕事と子育ての両立を図り、子育ての責任を果たすことが可能となるよう、保護者の選択による満足度の高い保育の提供を推進します。
- ・ 人口減少地域においても、教育・保育の基盤が維持できるよう、地域における教育・保育の拠点を確保します。
- ・ 質の高い教育・保育の提供が確保されるよう、適切な指導監督、自己評価、関係者評価、第三者評価等を推進します。
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業相互の連携や小学校と就学前の教育・保育施設との連携を推進します。
- ・ 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用できるよう、相互の連携を図ります。
- ・ 地域における子育て支援のために、幼稚園の施設や機能を地域に開放する取組を支援します。
- ・ 幼児期の家庭における教育の充実や地域における子育て支援の推進を図るため、幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施します。



④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

ア 市町村との連携

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保するため、特定子ども・子育て施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入検査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

⑤ 教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上

ア 教育・保育等の従事者の確保方策

- ・保育士・幼稚園教諭の県内定着及び潜在的保育士等の再就職支援等
保育士・幼稚園教諭の県内定着を図るため、新卒者に対する県内就職の支援を行うとともに、保育士等の離職防止を図るため、現任保育士等に対する相談支援を行います。
潜在的保育士等の再就職を支援するため、保育士人材バンクを活用した求人・求職のマッチングを行うとともに、再就職支援に係る研修等を実施します。

イ 教育・保育等の従事者の質の向上

- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修を推進するとともに、保育教諭、幼稚園教諭、保育士、家庭的保育者、放課後児童指導員、子育て支援員など教育・保育従事者の質の向上に取り組みます。
- ・研修の実施方法や回数等を定めた研修計画の作成や履歴管理等の研修体制の整備に努めます。
- ・大学等の養成機関、教育・保育等の団体との連携・協働の促進に努めます。

ウ 保育教諭育成の促進

- ・保育教諭育成の促進を図るため、幼稚園教諭免許のみを有する者には保育士資格の取得、保育士資格のみを有する者には幼稚園教諭免許の取得を支援します。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進に係る特例措置について普及啓発を図ります。

エ 教育・保育等の従事者の処遇改善、労働環境への配慮

- ・保育士等教育・保育等の従事者の処遇改善を図るため、施設長、管理者に対する雇用管理に係る意識啓発を推進します。
- ・保育士等の業務の負担軽減への取組、キャリアアップの仕組み、産休、育児休業の取得などに取り組む事業所等を認証する「青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度」の普及を図り、労働環境改善の促進に取り組みます。

⑥ 地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保

ア 基本的考え方

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行い、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るとともに、子どもの育ちや子育てをめぐる環境に対応し、多様な教育・保育の選択の機会を確保するため、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策の積み上げに基づき、計画的な支援を行います。
- ・特に、病児保育事業については、県内における実施体制の構築を図り、市町村が定める目標数値の達成を強力に支援します。

イ 県における地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの目標値

- ・別表第2（44ページ）のとおり

⑦ 市町村の区域を越えた広域的な見地からの調整

ア 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村の区域を越えた教育・保育の利用が行われている等必要な場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、市町村間で調整を行うものとします。
- ・市町村間の調整が整わない等必要な場合には、地域の実情に応じて、県は、市町村から報告を求める等により、広域的な観点から必要な調整を行います。
- ・県境で広域調整が必要となる場合、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

⑧ 教育・保育情報の公表

ア 情報公開の基本的考え方

- ・教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者は、その提供する教育・保育に係る情報を県に報告することとします。
- ・県は、保護者等が適切かつ円滑に教育・保育を利用する機会を確保できるよう、事業者から提供された情報を適切に公表します。
- ・また、教育・保育施設等が行う自己評価、関係者評価、第三者評価の結果及び職員の処遇改善、労働環境への取組の公表を促進します。

(2) 新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進します。

① 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営の推進

- ・市町村が「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施するよう取組を支援します。
- ・健康福祉部と教育庁が連携を図り、学校関係者、児童福祉関係者等で構成する「推進委員会」において、県内における放課後対策の総合的なあり方等について検討します。
- ・放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、放課後児童クラブの従事者・放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の従事者・参画者等との間での情報交換・情報共有を図るため、特別な配慮を必要とする児童への対応等も含めた合同の研修を開催します。
- ・放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、国の交付金を活用しながら施設整備に関する市町村への支援を計画的に行います。



(3) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安を解消し、多様な問題に総合的、重層的に対応する相談支援体制の整備を図るとともに、子育てに関する学習機会や子育て世帯が必要とする時期に必要な情報が行き届くよう、情報提供を充実します。

また、子育て支援サービスの質の向上を図るために、子育て支援サービスの地域のネットワーク形成の促進及び地域における子育て支援の担い手の資質の向上について取り組みます。

さらに、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

① 地域における子育て支援の総合的な推進

- ・必要な時に適切な保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に受けられるようにするために、市町村単位で構築、充実を図っている保健・医療・福祉包括ケアシステムを活用して、子育て支援サービスの総合的な推進を図ります。
- ・子ども、子育て、家庭教育に関する保健、医療、福祉、教育、警察等の相談機関の活動の充実を図るとともに、市町村と児童相談所等の専門機関の連携の強化を図り、地域に根ざした相談体制の充実を図ります。
- ・児童の健全育成の拠点施設である児童館において、中高生を含めた子どもが自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流等を行うことができるよう、安全・安心な居場所づくりの推進を支援します。
- ・家庭における養育上の悩みや問題、子ども自身からの電話相談を受ける「子ども家庭支援センター総合相談事業」の充実を図ります。
- ・固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。

② 子育ての経済的負担の軽減

- ・乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成や、勤労者の生活の安定を図るため、育児休業を取得した場合に生活に必要な資金を低利で融資する制度等子育て世帯及び多子世帯への経済的支援に努めます。
- ・子どもを産み、育てることに対する負担や不安感を軽減するため、企業等の協力を得て、子育て家庭等に対する割引等の優待制度の普及を推進します。

③ 子育てに関する学習機会・情報提供の充実

- ・思春期の子どもや親を対象とした学校等での講座の開催を進めるとともに、公民館などの社会教育施設、幼稚園での学習機会の充実を図ります。また、男性の参加を積極的に促進します。
- ・子育て情報誌の発行や出産・育児に関する諸制度についてのリーフレットの作成など、県民に対する情報提供を行います。
- ・子育て応援アプリ、子ども医療電話相談、パパ・ママナビあおもり、親子に優しい街マップ、子ども家庭支援センターのホームページにおける情報提供などにより、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

④ 子育て支援機関のネットワーク化推進

- ・地域での子育てネットワークの形成を促進するため、地域子育て支援拠点等のネットワーク化や情報提供等の支援の充実を図ります。
- ・子育てサークルの組織化やその活動の活性化を図ります。

- ・子育て支援活動を行うボランティア、NPO、子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支える人たちの地域のネットワークづくりや活性化を図り、地域の子育て支援を推進する基盤づくりに努めます。

⑤ 地域における人財育成

- ・地域における子育て支援の担い手の資質の向上を図り、児童相談所や地域の関係機関との連携を強化し、市町村との一体的な活動を支援します。
- ・地域において相談活動に従事する児童委員・主任児童委員の活動の活性化を図るため、研修を実施します。
- ・地域における高齢者や育児経験豊かな主婦等の地域人財の養成と効果的な活用に努めます。

(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの実現について、企業や労働者、県民の取組を支援し、住民の理解や合意形成を図ります。

また、多様な働き方に対応した子育て支援環境づくりについての施策に取り組みます。

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・家族がともにゆとりのある生活時間を確保し、子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、年次有給休暇の取得促進及び時間外・休日労働の削減等による長時間労働の是正などの働き方改革の普及促進を図ります。
- ・育児・介護休業、短時間勤務、テレワークなどの多様な働き方を推進するとともに、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者の不合理な待遇差の解消、働く意欲のある女性の再就職や就業継続の支援、促進に努めます。
- ・夫婦、親子が愛情と信頼の絆で結ばれたためくもりのある家庭づくりのための「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及啓発を推進します。
- ・妊産婦に関する就労制限などの母性保護規定や、健康診査の受診時間の確保、通勤の緩和などの母性健康管理について、事業主への啓発に努めます。
- ・子どもの学校行事や通院など、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めます。
- ・働き方改革に取り組む企業を認証・支援し、企業におけるワーク・ライフ・バランスや子ども・子育て支援に関する取組を推進します。

② 育児休業取得への意識啓発の推進

- ・現在実施している育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度などを通じて、育児・介護休業制度の導入及び利用を促進します。
- ・男性の育児休業の取得を促進します。

③ 家事・育児などの家庭生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会づくりへの理解を深め、男性の家事や子育てへの参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。



④ 農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

- ・農山漁村における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスを推進し、経営及び生活面の適正な家族の役割分担や給与、休日などの就農条件の整備を進めます。
- ・家族経営協定の締結等による女性の経営参画や就農しやすい環境づくりを進めます。
- ・農山漁村女性の起業活動の拡大を図り、経済的自立を推進します。
- ・へき地など特殊事情にある地域における保育サービスの充実に努めるほか、施設の運営に対する支援を充実します。
- ・豊かで住みよい農村環境の整備について、地域住民やNPOなど、多様な住民参加と連携の下に、総合的に進めます。

取組の役割分担

家庭 ・ 県民

- ・ 結婚・妊娠・出産・子育て・家庭教育に関する知識の習得
- ・ 家事・育児など家庭における男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画に関する意識の向上
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現

地域

- ・ 地域の関係機関の連携
- ・ 地域で子育てするためのサポート体制の充実
- ・ NPO・ボランティア活動など福祉活動への参加
- ・ 女性や高齢者の知識・経験等地域人財の活用による子育て世代の支援

関係 団体

- ・ 経営者の意識改革に向けた働きかけ、助言の実施
- ・ 男女共同参画に関する啓発・学習機会の充実及び意識の向上

事業者

- ・ 安心して子どもを育てることができる制度の充実
- ・ 安全に子どもを産み、育てることができる職場環境づくりの推進
- ・ 従業員の福利厚生制度の充実
- ・ 多様な就業形態を選択できる環境づくりの推進
- ・ ワーク・ライフ・バランス実現のための環境の整備
- ・ 自営業における女性の経済的地位などの向上や雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

行政

- ・ 地域や社会全体で子どもを育てることができる環境づくりの推進
- ・ 多様な保育サービスや子育て支援サービスの充実
- ・ 個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革の推進
- ・ 教育現場、家庭、地域における男女共同参画の推進
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進にかかる普及啓発及び環境整備
- ・ 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報提供及び普及啓発